

すべての荷主企業の皆様へ！

中小企業も
対象！

商工会議所からのお知らせ

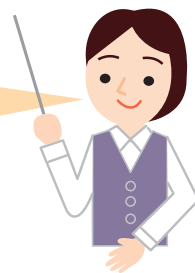
物流危機を乗り越えるため、協力して**物流効率化**に取り組みましょう！



物流危機って、ドライバーが不足する物流事業者だけの問題じゃないの？

「モノが運べない」物流危機を乗り越えるために、物流事業者だけでなく荷主、消費者もみんなで力を合わせて効率化に取り組むことが必要です

モノが運べないのは困る！それなら、わが社の物流も見直さなきゃ！でも、具体的に何をどうすれば良いの？



- ▶ 物流効率化法等が 2024 年に改正され、物流事業者のほか、荷物を送る側・受け取る側となる**「すべての荷主企業」にも努力義務が課されます**
- ▶ さらに、一定規模以上の事業者には物流効率化の取組みが義務化されます

2025年
4月から

I 【すべての荷主企業・物流事業者が対象】 努力義務化される取組み

取組 1 ムダなく運ぶ (積載効率の向上)

【政府目標(2028年度)】
5割の車両で積載効率50%

<具体的な取組み例>

- ・共同配送
- ・発送量・納入量の適正化
- ・余裕あるリードタイム設定
- ・納品日・運送先の集約
- ・配車システムの導入
- ・復荷の確保

取組例：共同配送



取組 2 ロスタイムを減らす (荷待ちの時間短縮)

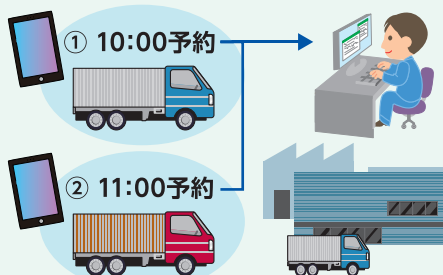
【政府目標(2028年度)】
5割の運行で1運行あたりの荷待ち・荷役時間を2時間以内

<具体的な取組み例>

- ・予約受付システムの導入
- ・混雑を回避した日時設定
- ・出荷・納品日時の分散

など

取組例：予約受付システム導入



取組 3 作業を効率化する (荷役等の時間短縮)

<具体的な取組み例>

- ・パレット、フォークリフト等の導入
- ・仕分けラインの新增設
- ・商品識別タグの導入
- ・荷捌き場のスペース確保
- ・倉庫の自動化
- ・作業員の適正な配置

など

取組例：パレット導入、検品効率化



トラック・物流Gメンって
どんなことをしているの？

- ・トラック・物流Gメンは、物流危機の解決を目指して国土交通省が設置した専門部隊です。荷主と物流事業者等の取引適正化に向け、監視強化のために活動しています。
- ・長時間の荷待ちなど**トラック事業者の法令違反の原因となる行為をしている悪質な荷主**に対して、働きかけ、要請等の是正指導を実施しています。指導後も、改善がみられない場合、**勧告(社名公表)**になる可能性があります。

II 【特定事業者(一定規模以上)が対象】 義務化される取組み

2026年4月
施行予定

<“特定事業者”となる事業規模> ※一部検討中

特定荷主：取扱貨物重量9万トン以上

※年度における貨物の取扱量
国内の上位 3200 社程度が該当

倉庫事業者：貨物保管量 70 万トン以上

特定物流事業者：保有車両台数 150 台以上

<特定事業者に義務化される取組み>

- ① 全荷主・物流事業者が取組むべき措置(取組1~3)に関する**中長期計画の策定、提出**
 - ② 実施状況の**定期報告**
 - ③ 役員レベルの**物流統括管理者(CLO)の選任**(荷主のみ)
- ※ 取組が不十分な場合、国が**勧告・命令等**を実施

物流効率化に向けた設備投資等に活用できる支援策があります！ 詳細は裏面へ！